

# 米国クラス・アクション判決（和解）の承認・執行と公序

安 達 栄 司

## 一 はじめに<sup>(1)</sup>

### 1. 米国クラス・アクションの意義<sup>(2)</sup>

クラス・アクション（連邦民訴規則一二三条）は、ある事件の利害関係者が多数存在するとき、そのうちの一部の者（クラス代表者）が原告（named plaintiff、代表原告）として自己の名で訴えを提起すると同時に、その他の利害関係人（クラス構成員）にとってもその代表者として訴訟を遂行するという英米法に独特的の訴訟形態である。訴訟当事者の地位につくのはクラス代表者だけであり、その他のクラス構成員はすべて特定される必要もなければ自ら裁判所に出頭する必要もない。しかし、クラス代表者が受ける判決又は和解の効果は、有利不利を問わずすべてのクラス構成員に及ぶことにその特徴がある。

### 2. 新しい司法摩擦問題としてのクラス・アクション

わが国においても、事件の一挙的解決による訴訟経済及び個々の被害者の権利実現を可能にするクラス・アクションは、とりわけ経済的弱者（消費者及び投資家）にとって重要な武器になると考えられて、その導入が有力に主張されてきた。<sup>(3)</sup>しかし、わが国の訴訟制度としてクラス・アクションは今のところ実現の見通しがない。<sup>(4)</sup>他方で、世界的な規模での経済活動や交通網の拡大によって日本企業や日本人はクラス・アクションへの対応を余儀なくされている。最近の米国の事件としては、第二次大戦中の強制労働の補償に関して、センセーショナルなクラス・アクション<sup>(5)</sup>が提起され、全米又は世界的な規模で関心を引いているが、そこで、日本の企業（日系企業を含む）が被告となることも少なくない。

本稿は、このクラス・アクションによる米国裁判所の判決や和解に基づいて、クラスの代表当事者がクラス全体に認められた賠償金額についてわが国で強制執行を求めることができるだろうか、つまり、米国裁判所で提起されたクラス・アクションによる判決や和解は、民執法二二条六号にいう外国裁判所の判決として承認され（民訴法一八八条）、執行判決（民執法二四条）が付与されるかどうか、を検討するものである。

### 3. 検討の方法

日本と同様に、米国に経済的及び社会的に大きく依存するために米国のクラス・アクションに深刻に向き合わなければならない国家のひとつがドイツである。しかも、ここ数年来ドイツ、スイス、オーストリアの企業を相手取つて多数提起されている大戦中の強制労働補償等の訴訟（いわゆるホロコースト訴訟）をきっかけにして、この米国クラス・アクション判決の承認問題がドイツの学説上の議論対象になっている。<sup>(8)</sup>以下本稿では、ドイツの最近の文献に依拠して検討をすすめたい。

## 二 問題の局面

米国のクラス・アクション和解・判決をわが国で承認・執行するためには、民訴法一一八条に定める外国判決承認の各要件が充足されなければならない（民執法二四条三項）。わが国の裁判所は、クラス・アクション判決の承認可能性について、具体的には次の三局面で直面することになる。

### 1. クラス・アクション和解・判決の執行

第一に、クラス・アクションの被告が、その判決で認容された（通常は非常に高額の）賠償金を支払うための十分な財産を米国に有しないならば<sup>(9)</sup>、そのクラス・アクション判決に基づいて被告企業の本国（日本）にある財産に対して強制執行することができるかという問題が生じる。

ここで、クラス・アクションを遂行し、判決の名宛人として明らかになつている代表当事者がクラス全体に認められた賠償金額について執行判決請求訴訟（民執法二四条）を提起するならば<sup>(10)</sup>、裁判所は民訴法一一八条の承認要件を審査しなければならない。

次に、クラス・アクションによつて包摂されている個々のクラス構成員は、代表者当事者によつて獲得されたクラス・アクション判決を根拠にしてわが国で執行判決訴訟を提起することはできるだろうか。<sup>(11)</sup>ここでは、そもそも個々のクラス構成員には、民執法二四条の執行判決訴訟の当事者適格が認められるかどうか疑問である。<sup>(12)</sup>すなわち、執行手続の準拠法である日本の民事執行法によれば、執行債権者が明確に特定されている必要があるが（民執法二三条一項一号、二号。民執規一六条一項一号、二号）、米国の判決ではクラス・アクションに包摂されるクラス構成員の一人一人が特定されていない。

さらに問題なのは、多くのクラス・アクションの場合には、具体的な賠償金の分配方法として、クラス構成員による届出とスペシャルマスター等の関与による特別の金額裁定手続を経て、被告から拠出される特定のファンドから支払われるという方式をとることが多い。<sup>(13)</sup>これらの、通常は判決国でのみ実施される手続を経ない限りは、個々のクラス構成員に認められる賠償額は明らかにならない。承認執行が求められている外国判決の具体的な内容が執行判決のなかで補充されたり、具体化されたりする事例が許されるのは、執行国の裁判所にとって、遅延損害金の算定方法のように客観的に探知可能な手がかりが存在する場合に限られる。<sup>(14)</sup>それ以上の個々のクラス構成員に配分される賠償金額等について、執行国の裁判所が探知することはできない。この意味においても、日本の執行法上要求される債務名義の特定性が欠けるというべきである。

## 2. クラス・アクション和解・判決の効力の拡張（外国後訴遮断）

米国のクラス・アクション判決の言い渡し後に、クラス構成員に属し得る者が同じ事実関係に基づいて、今度はわが国の裁判所において訴えを個別的に又は集団的に提訴するケースが考えられる。その場合、クラス・アクション判決の既判力が民訴法一一八条に基づき承認（効力拡張）され、その結果、わが国での提訴が不適法とならないかが問題である。<sup>(15)</sup>ここでは、特にクラス・アクションが敗訴に終わった場合、クラス構成員があらためて自己の権利追求として同じ被告に対して日本で提訴することが既判力によって排除されるのかどうかという局面が検討されなければならない。そこでは、そのような既判力の拡張が日本法の公序に反しないかどうかが決定的である。

## 3. 訴訟競合

米国のクラス・アクションの係属中に、別のクラス構成員が同じ内容の訴えを日本で提起する、又はクラス・ア

クションの被告が、日本で原告になつて、消極的確認訴訟を提起する場合、国際的訴訟競合の問題が生じるだろうか。

例えば世界的規模で被害者が遍在する大規模な不法行為事件の場合、日本と米国での並行訴訟（訴訟競合状態）は、原告共通型<sup>(15)</sup>であれ、原告被告逆転の債務不存在型<sup>(16)</sup>であれ、容易に発生するよう見える。しかし、米国のクラス・アクションのほうから見ると、わが国において並行訴訟が別に提起されるということは、一部のクラス構成員が原告側のクラスから脱退したことを意味するに過ぎない<sup>(17)</sup>。その結果、双方の訴訟当事者の同一性が欠けるので、先行する米国のクラス・アクション訴訟には尊重すべき訴訟係属の効力は発生しないと考えられる。

同様に考へるならば、遅れて提起されたわが国の訴訟について判決が先に確定したとしても、その後に確定した米国クラス・アクション判決についてわが国での承認・執行をもとめるることは否定されない。したがつて、米国のクラス・アクションに巻き込まれた日本企業は、常に、米国と日本で同時並行的に訴えられるという負担を避けることができない。

これに対して、クラス・アクションの被告（日本企業）にとつて有益に思われるのは、たとえば、世界的に事業を展開している日本の製造業者に対して、世界的規模で発生している被害者を代表して米国でクラス・アクションが提起されたとき、この製造業者が、わが国の裁判所において、クラス代表者を相手取つて、あらゆる製造物責任は存在しないことの確認を求める訴えを提起すること、または米国でのクラス・アクションの実施の禁止を求める差止訴訟を提起することである。

しかし、このような対抗的な消極的確認訴訟が奏功するためには、わが国に国際裁判管轄が認められることの他に、対抗的内国訴訟の提起を国際的二重起訴として禁止しないという抑制的な規制がとられなければならない。<sup>(18)</sup>また、外国訴訟差止訴訟は、外国での訴訟遂行が不法行為と評価されるような場合、または当事者間においてわが国

の国際的な専属管轄が合意されている場合に可能になるだけである。<sup>(19)</sup>

### 三 各承認要件の検討

#### 1. 和解による承認要件審査の放棄

いづれの問題の局面においても検討の中心はクラス・アクション判決が民訴法一一八条の承認要件を充足するか否かである。もっとも、米国のクラス・アクションが判決ではなく、和解で終了している場合には、承認要件の審査に際して別の考慮が必要である。すなわち、米国裁判所の許可を得て当事者間で和解が成立しているということは、当事者による内容的な納得と将来の任意の履行をその前提にしているはずなので、承認国の裁判所は、あらためて民訴法一一八条以下の各承認要件を審査する必要があるのだろうか、という疑問が生じる。

この問題については、民訴法一一八条二号の送達要件を除き、承認要件はすべて公益性を反映した職権調査事項であることがまず指摘されるべきである。<sup>(20)</sup> したがって、クラス・アクション提訴後合意による和解が成立したからといって、承認国の裁判所は、承認拒絶事由の審査を放棄することは許されない。

さらに、クラス・アクションにおいて和解が成立している場合の実情として、クラス・アクションの被告（企業）は、米国での訴訟を維持するために要する莫大な費用、特に勝訴したとしても償還されない弁護士費用の増加に鑑みて、また裁判外で展開されるマスコミでの報道や市民運動によるイメージの悪化と将来の事業への悪影響を避けるために、経済的な計算から和解に同意（強制）させられることがしばしばであることが指摘されなければならない。このような実情も考慮するならば、一度和解に合意していることを理由にして、全体的に将来の承認要件の審査を被告が放棄したものと見なすことは適切でない。<sup>(21)</sup>

## 2. 承認管轄（民訴法一一八条一号）

クラス・アクション判決（和解）の承認について、まず問題になるのが民訴法一一八条一号の承認管轄の要件である。米国の裁判所は、ロングアーム法に象徴されるように国際裁判管轄を拡大的に創設する傾向にある。<sup>(22)</sup> 外国判決の承認のための承認管轄は、わが国の国際裁判管轄のルールを基準にして判断される。<sup>(23)</sup>

国際裁判管轄（承認管轄）の本質が、被告を自国の裁判所に応訴させることの是非に関するものである限りにおいて、わが国で承認・執行が求められるクラス・アクション判決の場合、もっぱら原告側でのクラス・アクションが問題になっていることに鑑みると、通常の米国判決の場合と問題状況は異ならない。

クラス・アクションについて特に留意すべき」とは、被告の普通裁判籍（民訴法四条参照）が米国に存在しない限り、承認管轄を認めるための管轄原因（特別裁判籍）がクラス・アクションのクラス構成員全員（の請求）との関係で存在しなければならないことである。<sup>(24)</sup> たとえば、不法行為地を原因として米国裁判所が国際裁判管轄を認められるのは（民訴法五条九号参照）、米国内で行われた不法行為、または米国内で発生した損害部分に関してのみであるという見解がある。<sup>(25)</sup> それによれば、日本製タバコの健康被害について、このタバコが流通する地域（実際には全世界）における購入者・喫煙者をクラス構成員とするクラス・アクションが提起されるとしても（ワールドワイド・クラス・アクション）、不法行為地として米国裁判所の国際裁判管轄権が許されるのは原告クラス構成員の一部に当たる、米国在住者が有する損害賠償請求権に限られるということになる。もつとも、わが国では請求の併合による国際裁判管轄の創設の可能性があるが（民訴法七条参照）、判例によれば、それは「請求間に密接な関係が認められる」場合に限られるので、世界規模でのクラス・アクション判決について承認管轄の創設を限定することはできるだろう。

他方で、クラス・アクションが和解で終了している場合には、承認管轄の審査についても、和解に特有の考慮が

必要になるかもしれない。すなわち、承認管轄については、確かに国家的な観点から職権調査が要請されるが、訴訟上の和解の承認については、和解成立の前提として、被告が本案に応訴したという状況が容易に想定できるからである。<sup>(27)</sup>しかし、米国の（拡大的な）管轄規制のゆえにはじめから国際裁判管轄の不存在を主張することをあきらめて、本案への応訴を余儀なくされていたという事情が被告側にあるならば、被告の本案への応訴による承認管轄の創設は制限されるべきである。<sup>(28)</sup>

なお、民訴法一八条一号の送達要件は、従来の判例・通説のように「応訴」の意味を広義に解するならば、または送達の適法性要件の意義を重視しないという立場を支持するならば格別な問題は生じない。<sup>(29)</sup>

#### 四 公序違反（民訴法一八条二号）

異なる法体系に属する承認国から見て、米国のクラス・アクションとの関連で最も重要な承認要件は、公序違反（民訴法一八条二号）である。この問題についてはまずドイツ法を参照したい。<sup>(30)</sup>

##### 1. ドイツの議論状況

###### （一）手続法公序

###### （ア）処分権主義違反

まず、クラス・アクションでは、すべてのクラス構成員が代表当事者によつて強制的に代表されていることから、ドイツ民訴法の基本原則である処分権主義に違反するのではないか問題になる。確かに、ドイツ法でも、集団的な代表訴訟は認められているが（団体訴訟）、例外的な存在であり、しかも差止請求に限られているので、クラス・アクションについて手続法的公序違反の疑問は拭い去れない。

ドイツの学説においては、クラス構成員のうち除外(opt-out)の意思表示をした者だけが、クラス・アクション判決の既判力から免れることができるという規制方法（連邦民訴規則二三条c項(二号)）は、ドイツ民事訴訟法の基本原則に反するとみなす見解がある<sup>(32)</sup>。まず、このような規制方法は、民衆訴訟の禁止の原則に反し、ひいては自己の損害を訴えるかどうかについての被害者の自己決定権が侵害されるので、処分権主義並びに憲法で保障する行動の自由権に反する。

さらに、クラス・アクションでは、クラスからの除外を申し出ない限り、すべての構成員の不利にクラス・アクション判決の既判力が及ぶ（連邦民訴規則二三条c項二号及び三号）。その結果、個々の請求権の所持者は、クラス・アクションの経過について何も知らず、また何も関与することがなかつたとしても、自己の請求権の主張がその既判力によつて遮断されることになる。このことは、クラス・アクション規定が用意している広告によるクラス構成員への通知の可能性、訴訟遂行上の配慮、ならびに賠償金の分配方法の整備をもつてしても、ドイツ法からは許容しがたいと評価される。

それに対して、クラス・アクション判決を一律にドイツの手続法的公序に反するとみなすのではなく、具体的な状況を斟酌して公序適合性を判断しようという見解もある。これによれば、クラス構成員の諸権利が実質的に保障され、かつ手続上も意見表明が許される、さらに構成員からの脱退の機会が保障されていた場合には、処分権主義及び法的審問権の違反はない<sup>(33)</sup>。もつとも、この見解を主張する論者においては、そもそも米国外に所在するクラス構成員へのクラス・アクションの通知と除外の機会の保障の方法は、少なくともドイツ法から見れば公正手続の原則に合致しないものだと考えられている<sup>(34)</sup>。それゆえに、たとえば、米国においてドイツの製造業者が全世界の消費者に対し引き起こした全損害を代表してクラス・アクションが提起されたが、代表原告の稚拙な訴訟遂行のために敗訴して、クラス構成員の損害賠償請求権がすべて退けられたとしても、ドイツ在住の同じ被害者があらためて

同じドイツの製造業者をドイツ国内で訴えたことは、通常、米国のクラス・アクションの敗訴判決の既判力によって排除されないという結論が導かれるだろう。

#### (イ) 裁判官の中立性

次に、米国のクラス・アクションに際して、裁判官が、自己の正義の観念を根拠にして、弱者当事者を一方的に支援するような裁判運営をしていることが、手続公序の問題として指摘されている。<sup>(35)</sup>もちろん、米国においても被告はそのような裁判所の党派性を理由に判决の取消を求めて上訴することができるが、特に政治的・政策的な争点に関する裁判では、このような異議申し立てが認められる可能性はないに等しい。このような場合には、手続法的公序違反を理由にしてクラス・アクション和解の承認を拒絶することができる。

#### (ウ) そのほかのアメリカ法固有の訴訟制度

その他に、米国の訴訟法に固有でドイツ法の知らない制度に関して手続公序の観点から審査することができる。例えば、訴訟費用のアメリカン・ルールやディスカバリーの実施である。この手続法公序の問題については、ドイツでは一九九二年のBGHの判例によつて承認に親和的な、非常に寛容な態度が確立されていることが留意されなければならない。<sup>(36)</sup>

### (二) 実体法的公序違反

#### (ア) 和解の強制

実体法的公序に関して、ドイツでは、米国の裁判所の周辺で起きているクラス・アクションの社会的・政治的影响が問題になつてゐる。すなわち、最近の米国のクラス・アクションにおいて、被告を和解へと強いるためにマスメディアが扇動され、さらに強制労働補償等を求める人権保護クラス・アクションの場合に実際に見られたように、市民団体や国家機関によるボイコット運動・不買運動が展開されていく。<sup>(37)</sup>

ドイツでは、これらの裁判外の運動が外国（ドイツ）企業の事業活動に対する重大な権利侵害を引き起こしているという見方が強い。それゆえに、米国の裁判所が代表原告側のこのような活動を放置したために、外国企業には和解以外の選択肢は残されていなかつたというのであれば、そのような和解は任意性に疑問があり、無効なので、実体公序違反を引き起こすと主張されている。

(イ) 損害賠償による利得<sup>(38)</sup>

次に、クラス・アクション判決（和解）において、被告が基金等に支払を義務付けられる金銭は大雑把に見積もられているので、常に払いすぎの危険性がある。<sup>(39)</sup>また、クラス構成員の定義があいまいなために、多くの構成員が自己の請求権を放置したままにする。さらに、和解において懲罰的損害賠償が言渡されることもある。賠償金や和解金の三〇五割を占める高額の弁護士報酬をそのままドイツで承認することも同様に問題になる。

これらは、すべてドイツの損害賠償法では本質的に禁止されるべき「損害賠償による利得」を意味するので、实体法的公序（EGBGB 四〇条三項一号、二号）に違反するといわれてきた。<sup>(40)</sup>しかし、ドイツにおいて、懲罰的損害賠償に関しては実体法レベルで許容しようという動きが判例上顕著であり、一九九二年の BGH 判決で示されたようなカテーテリカルな対応は見直しを迫られている」とは留意されるべきである。<sup>(41)</sup>

## 2. 日本法の検討

ではわが国においてクラス・アクション和解は民訴法一一八条二号の公序要件に関してどのように考えるべきか。

ここで注意すべきことは、承認国における法の基本原則が問われる公序良俗適合性の要件に関して、ドイツ法の議論にそのままならうこととは許されないということである。大正一五年、第二次大戦後の改正、最後に平成八年の

大改正を経て、法規制面でのドイツ法離れが顕著だからである。さらに、訴訟文化的には、次第にアメリカ化が日本法において顕著に見られるようになっているからである。<sup>(43)</sup>

## (一) 手続法的公序

手続公序の問題について、わが国の選定当事者制度（民訴法三〇条）と米国のクラス・アクションの距離をどう考えるかが何よりも問題である。<sup>(44)</sup> 利害関係者の積極的な選定行為（opt-in）と消極的な選定（脱退、opt-out）という授権方式の違いは、代表される利害関係者の範囲及び関与の仕方に反映されるが、多数当事者紛争の一挙的解決という理念で双方は共通する。

選定当事者制度を有するわが国においてはなおさら、クラス・アクションをはじめから手続公序違反と見なす必要性に乏しいだろう。またそもそも選定当事者制度が、英米法に由来する法制度である。<sup>(45)</sup>

したがって、クラス・アクションという制度自体をはじめからわが国に馴染みない、公序に反するものとして扱うことは妥当ではない。むしろ、裁判所の後見的関与と手続（不）関与の選択の可能性があることを前提にして、法的審問権及び処分権主義が実質的に達成されたかどうかを事案ごとに判断するというドイツの見解をわが国では支持するべきである。

それ以外の点で、両国法の訴訟制度の相違点だけが公序違反を導かないことは、ドイツと同様に、すでにわが国の判例・学説で争いはない。<sup>(46)</sup>

## (二) 実体法的公序

原告側で展開される裁判外の政治的運動によってクラス・アクション上の和解が強要されているという実情に注目して、実体的公序違反と見なすドイツ法の議論は興味深い。<sup>(47)</sup> しかし、経済的な考慮から和解を選択することは、いかなる場合にも想定されるのであって、どの程度の事情があれば公序違反になるのかという判断には困難を伴う

」ことが多い。私見では、少なくとも日本法によれば再審事由になると評価できる「刑事上罰すべき行為」（民訴法三三八条一項五号。公示催告仲裁法八〇一条一項六号参照）が介在するならば、訴訟上の和解の任意性を定型的に否定できると考える。<sup>(48)</sup>

それに対して、ドイツの学説のように和解金額の高額、懲罰的損害賠償、及び弁護士報酬の高額に対し、公序違反を認め、減額的承認を行なうことには賛成したい。法例一一条二項、三項の趣旨を外国判決承認においても考慮することは、現実的な対応である。<sup>(49)</sup>しかしながら、実際の減額方法をどうするのかは困難な問題である。一般的には、事件とわが国との結びつき、すなわち内国関連性を考慮した事案ごとの判断が必要である。<sup>(50)</sup>

この問題に関して、現在検討中のハーグ条約草案の規制方法は参考に値する。すなわち、外国判決承認の問題に關しては、特に、懲罰的損害賠償及び異常に高額な損害賠償を制限して承認できることが明文化されていることの意義が大きい（草案三三条一項）。ただし、訴訟費用の承認には格別の考慮をすることが要求されているので（草案三三条三項）、高額な弁護士報酬の承認を排除することは困難だという指摘がある。<sup>(51)</sup>

## 五 おわりに

本稿の結論をまとめると、次のようになる。すなわち、クラス・アクション判決（和解）をわが国で承認・執行する場合、日本法の知らない米国特有の法制度が問題になつていても、直ちに手続法的公序に違反するものではない。他方で、クラス・アクション判決（和解）で認められた賠償額については実体法的公序に反することが多いと思われる。その結果、承認拒絶又は減額承認の可能性を常に検討しなければならない。

米国のクラス・アクションに関して、米国固有の訴訟制度に起因する対米司法摩擦の問題の一環として検討するならば、現在検討されているハーグ条約草案の提供する規制は有益であることが随所で確認することができる。す

なわち、国際裁判管轄に関しては、*doing business*による普通裁判籍の否定（草案一八条一項e）、不法行為の結果発生地に基づく国際裁判管轄権の限定（同一〇条四項）がそうであり、判決承認に関しては、広範な手続法公序の導入（同二八条一項c）、訴訟判決の承認拒絶の明文化（同項e）、そして懲罰的損害賠償や異常に高額の損害賠償の限定的承認の可能性（同三三三条）が明記されることが注目される。

- (1) 本稿は、平成一三年五月一九日國學院大学たまプラーザキャンパスで開催された第七回日本民事訴訟法学会における筆者の個別報告の原稿後半部分に注を付したものである。クラス・アクション和解の承認適格に関する前半部分並びに包括的な文献引用は、安達「わが国における米国クラス・アクション上の和解の承認適格」石川明先生古稀祝賀・現代社会における民事手続法の展開（商事法務、二〇〇二）二四五頁以下に公表した。
- (2) 浅香吉幹・アメリカ民事手続法（二〇〇〇）三七頁以下、マーカス（大村雅彦訳）「アメリカのクラス・アクション」NBL 七〇一号（二〇〇〇）一五頁。
- (3) 田中英夫＝竹内昭夫・法の実現における私人の役割（一九八七）七〇頁以下。
- (4) 落合誠一他「座談会・消費者契約法の役割と展望」ジュリー二〇〇号（二〇〇一）一一一頁一二五頁の高橋宏志教授の発言。
- (5) 企業にとっての米国の司法制度、特に集団訴訟の脅威に関して、日本経済新聞社編・司法経済は問う（二〇〇〇）四五頁以下。高橋融「対日強制労働訴訟が問うもの—カリフォルニア州・ハイデン法の背景と波紋」世界二〇〇〇年一月号二六二頁。対日本企業の訴訟の状況について、ケント・アンダーソン「なぜアメリカで裁判をするのか」奥田安弘・山口二郎編・グローバル化する戦後補償裁判（二〇〇一）一六頁。
- (6) 米国において、クラス・アクションは、他の訴訟類型と同様に大部分が和解で終わる（三分の一）。代表原告及びその弁護士によってはじめから和解を狙ってクラス・アクションが提起されることもまれではない。対象になっている事件の規模が大きければ大きいほど、そのクラス・アクションはマスコミの注目を集め、また裁判外での被告（企業）に対する非難やボイコット運動も併せて生じる。被告（企業）は、訴訟遂行に直接かかる莫大なお金と時間の消耗を避け

るだけでなく、企業イメージや株価の低下を懸念して、和解による訴訟の終了を強制されるとも言われている。藤倉皓一郎「和解のためのクラス訴訟」ひらば一九九九年五月号六二一頁。

(7)

和解の場合には、そもそも民執法[1]二条六号の「外国裁判所の判决」と云えるかどうか、どうか承認適格の問題があつて、筆者は、「これを肯定すべきだと考へてゐる。詳細は、安達・前掲〔四五頁参照〕。

(8)

Hess, JZ 2000, 373. Mann, NJW 1994, 1187. Mark, EuZW 1994, 238. Greiner, Die Class Action im amerikanischen Recht und deutscher Ordnung Public, 1998. Schneiner, Class Actions, 1999. スマイス法[2]の問題を論じるが、Romy, AJP/PIA 1999, 783. イギリス法[3]は、Dixon, ICLQ 46 (1997), 134.

(9)

後述のように、承認国において損害賠償額の制限が行われるならば、米国裁判所での勝訴和解当事者は、まず外国で執行をし、残りの承認拒絶される部分については、ゆづれると米国で執行するところの戦術をとることになる。

(10)

わが国では第三者による執行担当となる。このよくな執行手続の特殊性は、株主代表訴訟及び選定当事者訴訟について、議論されてきた。中野貞一郎「第三者の訴訟担当と執行担当」民事訴訟法の論点II (11001) 110四頁、平城恭子「選定当事者と給付判決の主文」判タ一〇四九号 (11001) 五五頁。

(11)

勅使川原和彦「第三者のためにする契約と訴訟上の和解の効力の主体的範囲」中村英郎教授古稀記念・民事訴訟法学の新たな展開 (一九九六) 四三〇頁のクラス・アクションと併合和解の分析も参照。

(12)

執行判決訴訟の当事者適格は、債務名義上の権利者・義務者及びその（判決効が及ぶ）承継人である。平城・前掲五五頁参照。

(13)

クラス・アクション賠償金の配分方法、特に仲裁人を使つたそれについては、竹内昭夫・消費者保護法の理論 (一九九五) 一九一頁。

(14)

越山和広「外国判決に記載のない利息を付加する執行判決」石川明先生古稀祝賀・現代社会における民事手続法の展開 (11001) 三〇三頁、村上正子「外国判決の執行についての一考察」竹下守夫先生古稀祝賀・権利実現過程の基本構造 (11001) 二六八頁。

(15)

山内惟介・国際手続法上巻一一八頁がこの問題意識をもつ。  
(16) ナチス期の強制労働の補償に関して、数千の旧強制労働者がドイツの民事及び労働裁判所で提訴したとき、同時に、合衆国で約六〇の（競合的）クラス・アクションがナチス期の強制労働を理由に係属したが、それはすでにドイツで訴

- 訴係属している請求権に関連するものであった。逆に、被告ドイツ企業が、ドイツ国内で消極的確認訴訟を提起するいじもあるだろう。Hess, aaO, 378.
- (17) 連邦民訴規則二二三条〇項二号は、除外について、米国の受訴裁判所に意思表示することを予定しているが、ドイツ法の觀念から見て、これは外国訴訟当事者（クラス構成員）に過大な負担を課するものであり、公正手続の原則に反するとみなされてくる（EGBGB 六条による方式についての公序違反が類推される）。さらに、ドイツのクラス構成員へのクラス・アクションの通知は、通常、意思表の通知としては不十分なので、ドイツのクラス構成員が米国訴訟に積極的に参加しない限り、訴訟係属効果が発生しないと考えられてくる。Hess, aaO, Fn. 90.
- (18) 安達栄司「国際的訴訟競合」実務民訴講座〔第三期〕一〇巻（近刊）参照。
- (19) 高桑昭＝道垣内正人編・新裁判実務体系③・国際民事訴訟法一五七頁、一六〇頁（古田啓圓）はほかに内国原告の裁判を受ける権利（人格権）侵害も要求する。ドイツの議論は、Spickhoff, FS Deutsch (1999), 340 ff; Koester, Haftung wegen Forum Shopping in den USA, 2001, 135 など参照。
- (20) 中野貞一郎・民事執行法〔新訂四版〕(11000)一七八頁。
- (21) Hess, aaO, 377.
- (22) 日系企業の戦争補償訴訟の裁判管轄問題について、河原田有一「米国における対日強制労働訴訟に関する連邦裁判所の事物管轄権」際商三〇巻六号(11001)七四七頁。
- (23) 承認管轄の基準と審査について、安達栄司・国際民事訴訟法の展開(11000)一四五頁参照。
- (24) Hess, aaO, 378 がドイツ法としてそのような理解を示す。
- (25) 現在検討中のハーゲン条約草案一〇条五項が不法行為の損害発生地に基づく国際裁判管轄についてそのような制限を定めている。ハーゲン条約草案の現状については、道垣内正人「11001年六月の外交会議の結果としての民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約案」NBL 七三三号(11001)七一頁を参照。
- (26) 最判平成二三年六月八日民集五五巻四号七一七頁。渡辺惺之「客観的併合による国際裁判管轄」石川明先生古稀祝賀・現代社会における民事手続法の展開(11001)三六七頁以下参照。
- (27) Martiny, Handbuch IZVR, Bd III/1 (1984), Kap. I, Rn. 544.
- (28) Hess, aaO, 378 に従つ。なお、応訴管轄が承認承認管轄としては制限的にしか認められないことについて、安達・前

- (29) 揭書一七〇頁注五四参照。  
安達 前掲書1110頁参照。
- (30) 対米司法摩擦問題に関するイーベンツ法を比較参照する意義について、安達・前掲書「はしがわ」、1141頁。
- (31) 最近の動向について、田口雅久「ECC消費者保護とドイツ团体訴訟の新展開」立命館法学1171・1172号（1100）1）五七〇頁、高橋宏志ほか編・差止請求権の基本構造（1100）1111五頁、一六一頁以下（高田昌宏）。
- (32) Mann, aaO, 1188; Mark, aaO, 240.
- (33) Schneider, aaO, 105; Greiner, aaO, 179; Hess, aaO, 379.
- (34) Hess, aaO, 379, Fn. 90.
- (35) Hess, 379, Fn. 99. Hess, FS Schuetze (1999), 269 に紹介されるベボーケン刑事の対応は興味深い。
- (36) 安達・前掲書1110頁以下。
- (37) Hess, aaO, 379, Fn. 109. 大規模な反ドイツ・キャハペーハーについて News Week, 2000/5/24 を参照。
- (38) クラス・アクション団体が、一種の刑事司法に属するものではないからうのが、高橋宏志「紛争解決過程における団体」基礎学③団体（一九八二）1101頁。
- (39) Hess, AG1999, 150.
- (40) Hess, aaO (JZ), 379. 安達・前掲書1110頁。
- (41) Hess, aaO (JZ), 379. 安達・前掲書1110頁。
- (42) BVerfG, NJW 2000, 218ff. Koerner, NJW 2000, 241; Mueller, DB2001, 83.
- (43) 民執法二四条一項の実質的再審査禁止との関係から、原産国における判決及び訴訟上の和解の成立経過における手続法的な観点、すなわち我が国の憲法で認められるべき手続的基本権の侵害があつたかどうかが問題である。このでは仲裁における手続保障違反が強行的な仲裁判断取消し事由となり、執行されないとが参考になる。松浦馨＝青山善充編・現代仲裁法の論点（一九九八）三四二頁（高橋宏志）。
- (44) Nakamura, Japan und das deutsche Zivilprozeßrecht, 1996, 1, 131.  
クラス・アクションと日本法との距離を詳細に測定した画期的論文が、新堂幸司「クラス・アクション・アレルギーの予防のために」民事訴訟法学の基礎（一九九八、初出は一九七五）。わが国の選定当事者、公示催告、会社更生法上の規律との対比でクラス・アクションの異質性が再考されている。

(45) 新堂幸司・小島武司編 注釈民訴法①（一九九一）四四四頁（徳田和幸）。

(46) わが国はディスカバリーを典型とするわが国の法制度にない特殊な制度を持つアメリカの判決を多数承認している。

(47) 安達・前掲書二七五頁以下参照。

(48) わが国においても、中国調解（和解）事件に関して、高桑教授らは、帰国を強制的に阻止された被告について、和解の任意性に疑問を提示し、公序違反を示唆することが注目される。高桑昭・宮澤愛子・ジュリ一〇〇号（一〇〇一）二二二頁。

(49) その他、実体法的な錯誤無効や代理権の不存在による合意の無効の主張が許されるのは、通常の訴訟上の和解と同じである。なお、ハーグ条約草案において承認・執行の拒絶事由として「(二八条e) 判決が手続事項に関して詐取された場合」という規定がハーグ条約草案に明記されたことには、この点で重大な意義があるといえる。

(50) 高額な弁護士報酬の具体例として日本経済新聞社編・前掲五一頁。

(51) 戦後補償関係で、法例一一条三項を適用して、日本の国家賠償法上の枠で、賠償義務を否定した裁判例が参考になる。東京平成一〇年七月一六日判タ一〇四六号（七〇頁、東京地判平成一年九月二二日判タ一〇二八号九二頁）（河野俊行・ジュリ重判解説平成二年度三〇二頁）。

(52) 安達・前掲書二八四頁。

（あだち・えいじ＝本学助教授）